

令和3年第7回半田市議会定例会決算審査建設産業委員会委員長報告書

当建設産業委員会に付託された案件については、9月14日は、午前9時30分から、17日は午後1時30分から、21日は午前9時30分から、22日は、午後3時から、いずれも委員全員出席のもと、全員協議会室において、慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

認定第1号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

まず、市民経済部所管分では、

2款3項1目、個人番号カード交付事業について、個人番号カード未取得の市民からは、個人番号カードを取得した際のメリットがよく分からないとの声を聞くが、メリットを市民にどのように伝えているか。とに対し、

申請者へのアンケートでは、申請に来たきっかけが家族や友人から聞いたという意見が多くありました。この結果を受け、取得された方から未取得の方へメリットを伝えてもらうために、個人番号カードを取得された方に対して、大きなメリットである証明書等のコンビニ交付やその手数料が減免されていることの案内に力を入れて取り組んでいます。とのこと。

市内の企業や商業施設で実施した出張申請は、出張先からの希望を受けて実施したのか。とに対し、

令和2年度実施分については、全て市から出張先に依頼をし、実施しています。とのこと。

令和2年度のデジタル手続法の改正に伴うシステムの改修については、市の一般財源を利用して改修したのか。とに対し、

全額国の補助金を利用し行われたものです。とのこと。

4款1項3目、墓地管理事業について、令和2年度は墓地の管理料を使用者から徴収するまでには至らなかったとのことだが、今後の方針はどうか。とに対し、

使用者不明区画、所有者死亡区画、市外在住者区画を含め、全区画について管理料の在り方を整理し、今後5年以内には、使用料が徴収できる仕組みを構築していきたいと考えています。とのこと。

同項4目、環境保全事業について、生活環境の保全に関する環境基準を準用する河川の中で、BODが基準値を超える河川は、問題はないのか。とに対し、

BODは、水質評価基準の代表的なもので、人体に対して有害な成分の有無を示す指標ではありません。人体に対する有害な成分の有無は、人の健康の保護に関する環境基準に基づき、別途調査を行っており、基準を満たしています。そのため、BODが基準値を超えていても、人体への問題はありません。しかし、生態系の維持や、市民が不快を感じるという点の問題があります。そのため、目標値の達成に向けて今後も努めてまいります。とのこと。

半田市として、河川等の水質改善のために、汚濁物質の排出防止や下水道未接続世帯に接続を促すなどの啓発を行ったのか。とに対し、

水質改善のための啓発は不十分でしたので、今後は行っていきたいと考えています。とのこと。

矢勝川の水質改善が進んでいない中で、市としてどのような取り組みを行ったのか。とに対し、

汚濁源特定のための調査を行った結果から、阿久比町の河川からの汚れの流入が多かったため、阿久比町に水質改善のための協力依頼を行いました。とのこと。

同目、畜産臭気監視事業について、臭気の測定結果を基に指導・助言を行った結果、乾燥施設拡張の意向を示す農家があったとのことだが、意向がある農家を今後どのように支援するのか。とに対し、

畜産クラスター事業の補助メニューを活用する意向のある事業者については、補助メニューの中で乾燥施設も拡張していくよう事業者と調整を行います。補助メニューを活用する意向のない事業者には、引き続き、水分調整の指導・助言を行っていきます。とのこと。

同款2項2目、ごみ減量対策事業について、市民1人1日当たりの生活系ごみの量が目標を達成していない原因をどのように分析しているか。とに対し、

新型コロナウイルス感染症の影響で在宅時間が増えたことや、家庭系ごみ有料化前の駆け込み排出によるごみ排出量が想定を上回ったことが原因であると分析しています。とのこと。

公共資源回収ステーションの運営委託料は1,357万5千円であるが、費用対効果の面で、事業費は妥当だと考えているのか。とに対し、

ごみの減量、リサイクルの推進、環境の保全等の効果があるため、事業費は妥当な金額であると考えています。とのこと。

5款1項3目、就農者支援事業について、半田市の就農者支援を行う最終的な目的は何か。とに対し、

農業の現状を維持しつつ、離農者が手放した農地は、耕作放棄地になる前に新規就農者に斡旋することで、耕作放棄地を増やさないこと、また、農地を意欲ある担い手や新規就農者に集積・集約することで、耕作面積を増やし、収益力を高め、安定した農業経営につなげることが目的です。とのこと。

パンフレットを大学や高校に配布し、半田市で就農する魅力についてPRを強化したとのことだが、成果はどのようなか。とに対し、

令和2年度は新規就農の相談が計16件あり、うち10名が就農につながりました。認定新規就農者認定数も増えてきているため、一定の効果があったと考えています。とのこと。

令和2年度の認定新規就農者認定数は2人であるとのことだが、この数字をどのように受け止めているのか。とに対し、

職員が、いろいろなところに働きかけてきたことや、新規就農希望者の相談を窓口等で受けてきた成果が反映された数字であると考えています。とのこと。

農林業センサスによると、農業従事者数は、平成27年度から令和2年度までに70人減少している。これに対し、令和2年度の認定新規就農者認定数の目標値は1人とのことだが、この目標設定は妥当か。とに対し、

農業のみで生計を立てることは難しい状況がある中で、妥当な数字であると考えています。とのこと。

認定新規就農者に対する補助金は、1人につき年間150万円とのことだが、この金額は妥当であると考えているのか。とに対し、

就農者の収入を考慮すると、妥当な数字であると考えています。とのこと。

同目、地産地消普及事業について、知多牛のPRを行うには、まず市内で知多牛を取扱う焼肉店をすべて把握する必要があると思うが、把握していないのはなぜか。とに対し、

市内の知多牛取扱焼肉店をすべて把握する方法がないためです。知多牛の流通を把握している愛知県酪農組合から情報提供を受けるなどして、可能な限り市内知多牛取扱店の把握に努めています。とのこと。

6款1項2目、Go To キャンペーン活用推進事業について、登録店舗での消費拡大効果はどのようなか。とに対し、

具体的な消費拡大効果は把握していませんが、登録事業者からは、「市がGo To キャンペーンが利用しやすい環境を整えてくれたので利用が促進された。」との声を聞いています。とのこと。

Go To Eat キャンペーンに類似する施策として、半田市独自にプレミアム付商品券を発行するテイクアウト促進事業を実施したが、Go To トラベルキャンペーンに類似した半田市独自の事業を実施しなかったのはなぜか。とに対し、

半田市内のビジネスホテルは観光利用が多くないことから、事業の効果は高くないと考えたためです。とのこと。

同目、工業団地造成事業について、石塚地区における地権者同意件数の目標値が65件であるのに対し、実績値が0件となっている。目標値と実績値に乖離があるのはなぜか。とに対し、

新たな工業団地造成区域の決定に係る企業庁との調整等に、想定以上に時間を要したことにより、地権者から同意を得るところまで至らなかったためです。とのこと。

同目、中心市街地活性化支援事業について、女性や子育て中の方が挑戦する場所として、チャレンジショップを活用する考えはなかったのか。とに対し、

事業者の公募にあたり、新規に起業したいと意欲のある方を対象にしているため、女性や子育て中の方のみを対象にする考えはありませんでした。とのこと。

同項4目、観光振興事業について、尾州早すしの認知度を向上させることができたとのことだが、そのように評価をしたのはなぜか。とに対し、

半田市内の寿司取扱い店舗を紹介する「すしぼん」のアンケート結果において、認知度の向上が感じられる回答をいただいたためです。とのこと。

半田市の観光振興の中で、尾州早すしの認知度を向上させる目的はなにか。とに対し、

ミツカン創業時の粕酢の歴史ストーリーを活用し、尾州早すしを本市の寿司の象徴的存在としてPRすることで、寿司のまち半田を売り出していくためです。とのこと。

「半田めぐりんMAP」掲載する店舗の選定基準はなにか。とに対し、

観光施設を利用した方に、併せて立ち寄ってもらうことを意識し選定しています。とのこと。

同目、半田赤レンガ建物管理運営事業について、閉館要請に伴う損失補填金はどのようなか。とに対し、

新型コロナウイルス感染症感染拡大予防のため、市独自の判断で、令和2年3月4日から約1か月間にわたり、市の公共施設を閉鎖したことによる損失を補填するものです。指定管理者との協議の結果、中止したイベントの経

費や、貸館予約のキャンセルに係る損失など、損失額が明確なものに限って補填しました。とのこと。

使用料減免に伴う損失補填金の内容はどのようなか。とに対し、

半田市の指示により、令和2年8月から令和3年3月まで、貸館使用料を半額にしたことに伴う、減収分を補填するものです。とのこと。

次に、建設部所管分では、

市街地整備課の有給休暇取得数について、令和2年度の1人当たりの有給休暇取得数の平均が4.83日とのことだが、有給休暇を十分に取得できなかった理由と改善策はどのようなか。とに対し、

JR武豊線連続立体交差事業とJR半田駅前土地区画整理事業が本格化し、業務量が増えている中で、新型コロナウイルス感染症拡大防止による休暇取得者や病気による休職者によって、適正な人員数の確保ができていなかったことが要因です。また、超過勤務が多く、有給休暇を取得することをためらう職員もいるため、今後は業務の内容や量の精査を行う中で、有給休暇取得に対する意識を変え、休暇が取得しやすい職場づくりを徹底していきます。とのこと。

7款2項2目、通学路安全対策事業について、学校指定通学路の整備はどのように進めるのか。とに対し、

法定通学路の整備が、令和2年度で完了したため、令和3年度より30人から39人が通行する学校指定通学路を順次整備を進め、令和7年度に完了する予定です。とのこと。

児童の安全を確保するため、幅員に余裕のある車道を狭くし、歩道の幅員を広げることは考えなかったのか。とに対し、

車道を必要以上に狭くし、歩道を広げた場合、自動車が歩道に侵入する危険性が高くなるため、電柱の位置をずらしたり、側溝に蓋をかけることで、歩道幅員の確保に努めています。とのこと。

7款2項2目、道路環境美化事業に関連して、愛知県が所管する環状線などの植樹帯は、適切に管理がされていないと感じるが、令和2年度に解決に

向けて取り組んだことはあるのか。とに対し、

毎年、愛知県に要望する機会に強く依頼しており、令和2年度には状態が過度に悪い部分については対応するとの回答を得ました。状態が悪い箇所については、その都度、適切な管理への要望を続けていきます。とのこと。

同項3目、生見高根線道路改良事業について、事業進捗率は、目標値が81%に対し、実績値が66%とのことだが、目標値と実績値に乖離があるのはなぜか。とに対し、

地権者の物件移転が年度内に完了せず、契約の後払い金の支払いができなかった案件が1件と、当初用地買収を予定していましたが、契約に至らなかった案件が1件あるためです。とのこと。

同項4目、道路舗装事業について、工事施工業者の指名業者の選定基準はどのようなか。とに対し、

業者選定にあたっては、市内業者で施工できるものに関しては、できる限り市内業者が受注できるよう配慮したうえで、受注機会や地域性を考慮し、業者を選定しています。とのこと。

同項5目4目、公園管理事業について、ゼロカーボンシティの観点から、古い樹木を伐採し、若い樹木や針葉樹に植えていく必要があると思うが、どのように考えているのか。とに対し、

公園の樹木は、施設の整備や視界不良などを改善するために伐採や選定を行うものであり、自然のまま保全することを基本としていますが、柘丘公園の整備では、地域とも相談しながら古い樹木を、新しい樹木に植え替えました。今後、公園を整備する際には、その視点も踏まえて進めていきます。とのこと。

令和元年度と令和2年度を比較すると街路樹の本数が減っているが、半田市緑の基本計画の数値目標にどのような影響を与えているのか。とに対し、

当該計画の目標は、一人あたりの都市公園の面積を増やすことであるため、街路樹の本数が減っても影響はありません。とのこと。

街路樹の本数が減っても、半田市緑の基本計画の進捗には影響がないとのことだが、指標を見直す考えはないのか。とに対し、

街路樹については、維持管理に多額の費用がかかるため、それを積極的に増やすのではなく、公園の面積を増やすことで、緑化を進めていきたいと考えています。現時点ですぐに計画を見直す考えはありませんが、指標の在り方については、今後、検討していきたいと考えています。とのこと。

同項5目、ふるさと景観づくり推進事業について、岩滑地区の補助件数が0件であった原因はなにか。とに対し、

住宅の改修のタイミングに合わなかったことや、相談者に対し、補助金を活用できる仕様で改修をしてもらえなかったためです。とのこと。

同項6目、あいち森と緑づくり事業について、民間への緑化についての補助件数が3件とのことだが、この実績値をどのように評価しているのか。とに対し、

愛知県の全額補助により実施している事業であり、県から半田市に配分される補助金の範囲内で事業を実施しています。補助金の全体額は、500万円で概ね2件相当分ですが、3件の応募があり、補助金で対応できる内容であったため、3件に対して交付を行ったもので、実績値は適当であったと考えています。とのこと。

同目、緑化維持管理事業に関連して、半田市で管理している花壇はあるのか。とに対し、

花壇については、地域の方が管理をしていただけるという約束の中で、公園の一角を花壇として提供しているところがありますが、半田市が管理している花壇はありません。また、公園内の花壇の管理費用について、半田市は負担していませんが、半田市民憲章実践協議会に花の提供をしていただいております。とのこと。

同項6目1目、老朽化建築物取壊促進・空家対策事業について、老朽化した空き家の対策をどのように考えているのか。とに対し、

老朽化した空き家の中で、特に危険なものについては特定空家として認定し、税制優遇を外す手続きや行政指導を行う等の対策を行っています。また行政代執行についても実施できるよう準備を進めています。

特定空家として認定できない空き家については、税制優遇がある影響で、取り壊しが進まない現状もあるため、補助制度の新設や税制の改善を国に要望するとともに、他市町の先進事例も参考に半田市にあった対策を考えていきます。とのこと。

同目、住宅維持管理事業について、市営住宅を公営企業会計化する考えはなかったのか。とに対し、

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者などに対し、家賃を抑えて住居を提供するという福祉的施策の側面があるため、公営企業会計化をする事業としては、馴染まないと考えています。とのことでした。

以上のような質疑を行った後、討論を省略し、一般会計と2件の特別会計を採決しました。

まず、令和2年度半田市一般会計の歳入歳出決算のうち、当委員会に分割付託された案件については、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数により認定することに決定しました。

次に、令和2年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算については、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって認定することに決定しました。

次に、令和2年度半田市JR半田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算については、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数により認定することに決定しました。

次に、認定第3号について、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

現地での検針作業が不要になるスマートメーターの導入について、令和2年度にどのような検討を行ったのか。とに対し、

他市町の試験導入事例や、メーカーからの聞き取りなど情報を収集し、半田市で導入する場合のメリット、デメリットについて検討しました。導入コストが現行のメーターの10倍程度かかるため、全国における動向の把握も含め、導入方法、時期などについて、慎重に検討しています。とのこと。

令和2年度に策定された新水道ビジョンでは、令和15年には内部留保がなくなる見込みであり、料金の改定が必要とのことだが、事業を広域化するなどして運営を効率化する検討はしたのか。とに対し、

事業の広域化については、近隣市町との事業全体の統合は現実的ではなく、個々の事務についての共同実施などについて協議検討を行っています。半田市単独では進められないことでもあり、現在のところ具体的な実施には至っていません。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって認定することに決定しました。

次に、認定第4号について、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

令和2年度の下水道の接続率の目標設定はどのように行ったのか。とに対し、

これまでの動向を踏まえた接続増加数に加え、職員の訪問による切り替え促進による接続数の増を見込んで、接続率の目標を設定しています。とのこと。

接続率の目標が87.7%であるのに対し、実績は87%とのことだが、目標に達しなかった原因は何か。とに対し、

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令された時期の下水道接続申請件数が、例年の同時期と比較すると少ないことから、コロナ禍による行動自粛が原因の1つであると考えています。とのこと。

下水道未接続世帯に接続をさせるためにどのような取組みを行ったのか。とに対し、

未接続世帯が多い地域や、浄化槽更新時期に差し掛かった世帯の多い地域を中心に、職員が個別訪問により重点的にPR活動を行いました。とのこと。

処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる水の割合を示す有収率は、86.4%とのことだが、比率が100%に近づけるために不明水の特定に関してどのような取組みを行ったのか。とに対し、

家庭からの排出量が少ない深夜に、職員が現地で目視調査するなどしていますが、不明水の原因を特定するためには、大規模なカメラ調査が必要となり、費用対効果を考えると現実的ではありません。今後は管きよの更新にあわせた不明水対策を実施していきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって認定することに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。